

外形標準課税・分割基準 CONTENTS

第1章 外形標準課税

■1 概 要	2
■2 所得割	12
■3 付加価値割	22
■4 資本割	46
■5 申告及び手続き	52

第2章 分割基準

■1 分割基準の概要	58
■2 製造業の分割基準	60
■3 非製造業の分割基準	66
■4 その他の分割基準	68
■5 申告書作成時の留意点	70
■6 事例問題	88

補足事項 経済的な利益について

I 給与所得	104
II 退職所得	125

■本テキストの内容及び関係法令書類につきましては、令和3年4月1日現在に確定している法令等に基づき作成しております。

第1章 外形標準課税

1

概 要

1 法人事業税とは

法人事業税は、法人が行う事業そのものに課される税である。

法人はその事業活動を行うにあたり、都道府県の各種の行政サービス（道路、下水道、消防その他）の提供を受けていることから、これに必要な経費を負担すべきであるという考え方（応益課税）に基づいて課税される。このような性格から、法人事業税は経営のために必要なコストとされ、法人税の所得の計算上損金として取り扱われる。

2 法人事業税の納税義務者

1 納税義務者と法人事業税の区分（地法72の2①）

法人事業税は、法人の行う事業に対し、次の事業の区分に応じ、それぞれに定める額によって事務所又は事業所所在の道府県において、その法人に課税される。

事業の区分	法人の区分		法人事業税の区分
(1) (2)以外	① ②以外の法人 (外形対象法人)		付加価値割、資本割 及び所得割の合算額
	② 公共法人、公益法人等 特別法人、人格のない社団等、非営利型以外の一般社団法人及び一般財団法人並びにこれら以外で資本金の額若しくは出資金の額が1億円以下の法人又は資本若しくは出資を有しない法人 (所得課税法人)		所 得 割
(2) 電気供給業 ガス供給業 保険業 貿易保険業	① ②以外の事業 (収入金額課税法人)		収 入 割
	② 小売電気事業等 発電事業等 (注1) (収入金額等課税法人)	イ 収入金額課税方式 外形標準課税方式	収入割、付加価値割 及び資本割の合算額
		ロ 収入金額課税方式 所得課税方式	収入割及び所得割の 合算額

(注1) 令和2年4月1日以降開始する事業年度より適用される。なお、当該法人のうち、期末資本金の額が1億円超の場合はイの課税方式が適用され、期末資本金の額が1億円以下の場合はロの課税方式が適用される。

2 判断の時期（地法72の2②）

資本金の額又は出資金の額が1億円を超えるかどうかの判定は、原則として各事業年度終了の日の現況による。

3 法人事業税の課税団体

1 課税団体（地法72の2①）

法人事業税は、法人の行う事業に対し、事務所又は事業所所在の道府県において、その法人に課税される。したがって、事業を行うための事務所又は事業所所在の道府県が課税団体となる。

2 分割法人の場合（地法72の48①）

2以上の道府県において事務所又は事業所を設けて事業を行う法人（分割法人）については、その法人の課税標準額を一定の基準（分割基準）により関係道府県に分割する。

課税標準の総額	$\times \frac{\text{A県の分割基準の数}}{\text{分割基準の総数}}$	$\Rightarrow$	A県の分割課税標準額	$\times$ A県の税率	$=$ A県に納付すべき事業税
	$\times \frac{\text{B県の分割基準の数}}{\text{分割基準の総数}}$	$\Rightarrow$	B県の分割課税標準額	$\times$ B県の税率	$=$ B県に納付すべき事業税
	$\times \frac{\text{C県の分割基準の数}}{\text{分割基準の総数}}$	$\Rightarrow$	C県の分割課税標準額	$\times$ C県の税率	$=$ C県に納付すべき事業税

3 事務所又は事業所の意義（取扱通知第1章6）

事務所又は事業所（事務所等）とは、それが自己の所有に属するものであるか否かにかかわらず、事業の必要から設けられた人的及び物的設備であって、そこで継続して事業が行われる場所をいう。

(1) 自己の所有に属するものであるか否かは問わない

(2) 事業

事務所等において行われる事業は、その法人の本来の事業の取引に関するものであることを必要とせず、本来の事業に直接、間接に関連して行われる附随的事业であっても社会通念上そこで事業が行われていると考えられるものについては、事務所等として取り扱う。

ただし、宿泊所、従業員詰所、番小屋、監視所等で番人、小使等のほかに別に事務員を配置せず、専ら従業員の宿泊、監視等の内部的、便宜的目的のみに供されるものは、事務所等に含まれない。

(3) 人的及び物的設備

人的設備である人員等の配置のないものは事務所等に含まれない。

(4) 継続して事業が行われる場所

事務所等と認められるためには、その場所において行われる事業がある程度の継続性をもったものであることを要するから、たまたま2、3か月程度の一時的な事業の用に供する目的で設けられる現場事務所、仮小屋等は事務所等の範囲に入らない。

第1章 外形標準課税

4 外国法人の事務所等（地法24③、地令10）

外国法人の行う事業に対する事業税の適用については、恒久的施設をもって、その事務所等とする。

外国法人の事務所等は次に掲げるものをいう。

ただし、日本国が締結した租税条約において次に掲げるものと異なる定めがあるときは、その租税条約において定められたものとする。

(1) 国内にある支店、工場その他事業行う次の場所

- ① 事業の管理を行う場所、支店、事務所、工場又は作業場
- ② 鉱山、採石場その他の天然資源を採取する場所
- ③ その他事業を行う一定の場所。

(2) 国内にある長期建設工事現場等

建設、据付けの工事又はこれらの指揮監督の役務の提供（以下「建設工事等」という。）で1年を超えて行う場所。

建設工事等の期間を1年以内にすることを主たる目的として契約を分割して締結した場合などその他一定の場合には、建設工事等が1年を超えて行われるものであるかどうかの判定は、それらを合計した期間により判定する。

(3) 国内にある代理人等

外国法人等が国内に置く自己のために契約を締結する権限のある者
その他一定の者

5 内国法人が外国に有する事務所等（地令20の2の18）

内国法人の外国における事務所等とは、内国法人が外国に有する恒久的施設（上記4）とする。

	内国法人	外国法人	
国内の事務所等	3 事務所等の意義	4 恒久的施設	⇐事業税の課税対象
国外の事務所等	5 恒久的施設		

4 法人事業税の課税客体

1 課税客体（地法72の2①）

法人の事業税の課税客体は、法人の行う事業そのものである。したがって、法令に特別の定めがある場合を除き、すべて事業税の課税対象となる。

2 非課税となる事業等

(1) 非課税法人（地法72の4①）

道府県は、国及び次の法人が行う事業に対しては、事業税を課することができない。

- ① 都道府県、市町村、特別区、これらの組合及び合併特例区等
- ② 地方独立行政法人
- ③ 公共法人に該当する独立行政法人
- ④ 国立大学法人等
- ⑤ 株式会社日本政策金融公庫等
- ⑥ 社会保険診療報酬支払基金、日本放送協会、日本中央競馬会等

(2) 非課税事業（地法72の4②、③）

道府県は、次に掲げる事業に対しては、事業税を課することができない。

- ① 林業
- ② 鉱物の掘採事業
- ③ 農事組合法人で一定の要件を満たすものが行う農業

(3) 非課税所得等（地法72の5①、②）

道府県は、公益法人等の事業の所得又は収入金額で収益事業に係るもの以外のものに対しては、事業税を課することができない。

5 法人事業税の課税標準（地法72の12）

事業及び法人の区分			事業税の区分	課税標準
(1) (2)以外の事業	① ②以外の法人 (外形対象法人)		付加価値割	付加価値額
			資 本 割	資本金等の額
			所 得 割	所得金額
	② その他の法人 (所得課税法人)		所 得 割	所得金額
(2) 電気供給業 ガス供給業 保険業 貿易保険業	① ②以外の法人 (収入金額課税法人)		収 入 割	収入金額
	② 小売電気事業等 発電事業等 (収入金額等課税法人)	資本金 1 億円超	収 入 割	収入金額
			付加価値割	付加価値額
		資本金 1 億円以下	資 本 割	資本金等の額
			収 入 割 所 得 割	収入金額 所得金額

6 分割基準（地法72の48③）

2以上の道府県において事務所又は事業所を設けて事業を行う法人（分割法人）については、その法人の課税標準額を一定の基準（分割基準）により関係道府県に分割する。分割基準は、法人の営む事業の種類によって次の5つがある。

事業の種類	課税標準	分 割 基 準
(1) 製造業	所得金額等	事務所又は事業所の従業者の数
(2) 電気供給業 (注：発電事業)	収入金額等	① 電気事業法に規定する発電事業 イ ロ以外の場合 課税標準の総額の3/4相当額 ⇒事務所又は事業所の固定資産で発電所の用に供するものの価額 課税標準の総額の1/4相当額 ⇒事務所又は事業所の固定資産の価額 ② 事務所又は事業所の固定資産で発電所の用に供するものがない場合、事務所又は事業所の固定資産の価額。 (注) この他、小売電気事業や送配電事業については別途基準が定められている。
(3) ガス供給業	収入金額	事務所又は事業所の固定資産の価額
倉庫業	所得金額等	
(4) 鉄道業 軌道事業	所得金額等	事務所又は事業所の所在する道府県の軌道の延長キロメートル数
(5) その他の事業	所得金額等	課税標準の総額の1/2相当額 ⇒事務所又は事業所の数 課税標準の総額の1/2相当額 ⇒事務所又は事業所の従業者の数

7 税 率（地法72の24の7）

1 概 要

(1) 標準税率（地法1①五）

地方税法においては、法人事業税の標準税率が定められており、法人事業税の具体的税率は、課税権を有する各道府県が条例によって定めることになる。

（注）標準税率とは、道府県が地方税を課する場合において通常よるべき税率をいう。

(2) 制限税率（地法72の24の7⑦）

道府県が、上記の標準税率を超える率で法人事業税を課税する場合には、標準税率に原則として1.2（外形標準課税の対象となる法人の所得割については1、7）を乗じて得た率を超える率で課することはできない。

2 標準税率

(1) 収入割が課される事業を行う場合（地法72の24の7②）

法人の種類		課税標準	～令和元年 9/30(注1)	令和元年 10/1～(注2)	令和2年 4/1～(注3)
電気供給業（注4）、 ガス供給業、保険業及び貿易 保険業を行う法人		収入金額	0.9%	1.0%	1.0%
(注5) 小売電気事業等 発電事業等	資本金の額 1億円超	収入金額			0.75%
		付加価値額			0.37%
		資本金等の額			0.15%
	資本金の額 1億円以下	収入金額			0.75%
		所得			1.85%

(2) (1) 以外の事業を行う場合（地法72の24の7①）

課税区分	法人の種類	課税標準		～令和元年 9/30 (注1)		令和元年10/1 ～ (注2)	
				軽減税率 適要法人	左記以外	軽減税率 適要法人	左記以外
所得課税法人	普通法人、 公益法人等、 人格のない社団等	所得	年400万円以下	3.4%	6.7%	3.5%	7.0%
			年400万円超 年800万円以下	5.1%		5.3%	
			年800万円超	6.7%		7.0%	
	特別法人 (注6)	所得	年400万円以下	3.4%	4.6%	3.5%	4.9%
			年400万円超	4.6%		4.9%	
外形対象法人	資本金の額又は 出資金の額 が1億円を超 える普通法人	所得	年400万円以下	0.3%	0.7%	0.4%	1.0%
			年400万円超 年800万円以下	0.5%		0.7%	
			年800万円超	0.7%		1.0%	
		付加価値額		1.2%		1.2%	1.2%
	資本金等の額		0.5%		0.5%	0.5%	

(注1) 平成28年4月1日から令和元年9月30日までの間に開始する事業年度に適用される税率

(注2) 令和元年10月1日以降開始する事業年度に適用される税率

(注3) 令和2年4月1日以降開始する事業年度に適用される税率

(注4) 電気供給業を行う法人のうち令和2年4月1日以降開始する事業年度からは、(注5)の事業を行う法人を除く。

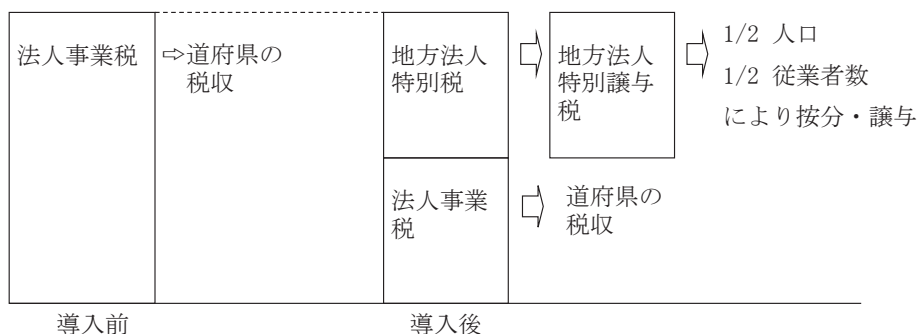
(注6) 一定の協同組合等に係る所得のうち年10億円超については、「～令和元年9/30」は5.5%、「令和元年10/1～」は5.7%

8 地方法人特別税・特別法人事業税

1 地方法人特別税

平成20年度の税制改正において導入された租税である。

従前の法人事業税（所得割・収入割）の税率を引き下げ、その引き下げ分に相当する地方法人特別税が創設された。地方法人特別税は国税であるが、道府県が法人事業税と合わせて賦課徴収を行う。地方法人特別税の税収は、全額を国の交付税・譲与税特別会計に直入され、人口・従業者数等を基準として道府県に譲与される地方法人特別譲与税となる。



2 特別法人事業税（平成31年度改正）

消費税率10%適用段階において復元される法人事業税のうち、所得割及び収入割の一部（法人事業税の約3割）を分離し、国税である特別法人事業税とする改正が行われた。

当該特別法人事業税は、通常の法人事業税と併せて申告納付することになる。

また、当該特別法人事業税の税収は、同時に創設された特別法人事業譲与税により、「人口」を譲与基準として各都道府県に譲与される。

これらの改正は令和元年10月1日以降開始する事業年度より適用される。

9 申告・納付

1 確定申告納付（地法72の25①）

事業を行う法人（清算中の法人を除く。）は、各事業年度の事業税額を各事業年度終了の日から2月以内に、確定した決算に基づき、事務所又は事業所所在の道府県に申告納付しなければならない。

2 中間申告納付

(1) 予定申告による中間申告納付（地法72の26①）

事業を行う法人は、事業年度（新たに設立された内国法人のうち適格合併により設立されたもの以外のものの設立後最初の事業年度を除く。）が6月を超える場合には、次の算式により計算した事業税額（予定申告に係る事業税額）をその事業年度開始の日から6月を経過した日から2月以内に、事務所又は事業所所在の道府県に申告納付しなければならない。

$$\frac{\text{前事業年度の確定事業税額}}{\text{前事業年度の月数}} \times 6$$

(2) 仮決算による中間申告納付（地法72の26①）

中間申告納付を要する法人は、その事業年度開始の日から6月の期間を1事業年度とみなして算定した事業税額が予定申告に係る事業税額を超えないときに限り、その算定した事業税額を申告納付することができる。

(3) みなす中間申告（地法72の26⑤）

中間申告納付を要する法人が、その提出期限内に中間申告納付しなかった場合には、その期間を経過した時において、事務所又は事業所所在地の道府県知事に対し予定申告による中間申告書の提出があったものとみなす。

凡例

本書において引用する法令等の略称は、次のとおりです。

地法	地方税法
地令	地方税法施行令
法法	法人税法
所法	所得税法
措法	租税特別措置法
暫定措置法	地方法人特別税等に関する暫定措置法
取通	地方税法の施行に関する取扱いについて
法基通	法人税法基本通達